

市からの お知らせ

迫図書館からのお知らせ

「講談社おはなし隊」のキャラバンカーが来訪し、絵本の展示などを行います。

【日時】7月29日（金）

午後3時35分～

【場所】中江中央公園（迫町）

【問い合わせ】迫図書館

☎0220（22）9820

医療費が減額されます

減額世帯に該当している場合、入院したときに支払う医療費の一部が減額されます。

入院したとき、または入院することが決まったときには、減額世帯に該当するかどうか確認し、「減額認定証」の交付申請をしてください。

有効期限は申請月の初日から、平成18年7月31日までです。すでに「減額認定証」の交付を受けている方は、有効期限が平成17年7月31日までとなっていますので、減額世帯に該当しているか確認の上、新たに申請してください。

市職員（薬剤師）を募集します

【職種、採用予定人員、職務内容、受験資格】

職種	採用予定人員	職務内容	受験資格
薬剤師	若干名	市立病院において調剤などの業務に従事します。	昭和45年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師の資格を有し、平成17年10月1日から勤務できる方

【試験方法】

試験区分	方法
作文試験（1時間）	文章による表現力、内容構成などの能力について作文による筆記試験を行います。
人物試験	個別面接により、主として人物について試験を行います。
健康診断	健康診断に基づいて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて審査を行います。
身上調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否などについて調査します。

【試験日時・場所】8月24日（水）午前10時～ 登米市立佐沼病院応接室

【試験合格者の発表】8月31日（水）市役所迫庁舎前掲示板への掲示と、合格者に郵送で通知します。

【申込書の請求】申込書は登米市医療局医療管理課に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

【受付期間】7月21日（木）～8月15日（月）

【申し込み先・問い合わせ】

〒987-0511

登米市迫町佐沼字下田中25番地

登米市医療局医療管理課

☎0220（21）6888



【減額世帯】

- ・国保の場合は、世帯主と国保加入者全員が住民税非課税であること
- ・老人保健受給者は、家族全員が住民税非課税であること

【減額内容】

入院したときの医療費と食事代が減額されます（国保の70歳未満の方は食事のみ減額されます）。

【手続きに必要なもの】

- ・国保加入者＝保険証、印鑑
- ・老人保健受給者＝受給者証、保険証、印鑑

【申請窓口】各総合支所市民福祉課

【問い合わせ】市民生活部保険医療課
医療係

☎0220（58）2166

森林の立木を伐採する方へ

森林の立木を伐採する場合（保育のための除伐や竹林の伐採を除く）は、森林法の規定により伐採および伐採後の造林の届け出が義務付けられており、市が交付する受理通知書を受け取った後に伐採することになります。

ただし、森林施業計画の認定を受けた森林の場合は、事前の届け出は必要ありません（伐採終了後30日以内に伐採届を提出）。

【届け出者】森林を所有している人が自ら伐採する場合は森林所有者。立木を買い受けて伐採する場合は買受人。

【届け出時期】伐採を開始しようとする日の90日から30日前まで

【届け出先】伐採をしようとしている森林の所在する地区の各総合支所産業建設課

【問い合わせ】産業経済部農林振興課
林業振興係

☎0220（34）2716

各総合支所産業建設課

※1畝以上の山林を開発目的で伐採する場合や保安林の指定を受けている森林を伐採する場合は、宮城県への届け出が必要です。

飼い犬には愛情と責任を

あなたは良い飼い主になれますか？

少子・高齢化が進む中、犬

や猫などのペットを家族同様に扱い生活を共にする人が増えています。一方、きちんとしつけができず、ペットのふんを公園や道路など公共の場所などに放置したまま、後始末をしない飼い主も多く、マナーやモラルの向上が課題となっています。

ペットを飼うときには、生涯責任を持つて世話ができるか、また、排泄物や鳴き声など近隣への迷惑の問題についてもよく考えることが大切です。

平成16年度、登米保健所管内では、犬に関する苦情・相談が221件ありました。自分が大好きなペットも管理方法を間違えれば、誰かに不快な思いをさせることがあります。排泄物などの後始末をすることは飼い主として最も基本的な常識です。

動物も家族の一員です。きちんと愛情と責任を持つてしつけをし、その生命をまっとうするまでおつきあいしましょう。



放し飼いは禁止！

宮城県の飼い犬取締条例で、係留の義務（つないでおくこと）が定められています。犬を散歩のかわりに放すのは絶対にやめましょう。普段はおとなしい犬でも予期しない事態で興奮し、人に危害を加えることがあります。散歩は必ずつないでしましょう。

万が一、自分の犬が人や動物をかんだ場合は、3日以内に保健所へ届けることが、飼い犬取締条例で義務付けられ

ています。

また、犬がいなくなったりきは、すぐに保健所か市役所に届け出をしてください。迷い犬として保護されている場合や連絡が入っている場合があります。

【連絡先】

宮城県登米保健所食品薬事班
☎ 0220 (22) 6120

市民生活部環境課衛生係
☎ 0220 (58) 5553

犬を飼い始めたなら！

生後91日以上の犬は生涯1回の登録が必要です。そのほか、転出、転入、死亡などの届け出の手続きも必要です。登録などの手続きは、各総合支所市民福祉課でできます。

また、狂犬病予防法により年1回の予防注射が義務付けられています。

予防注射は、市で行う集合接種のほか、指定動物病院で受けることができます。

【問い合わせ】

市民生活部環境課
☎ 0220 (58) 5553

ゴミに関する報奨金・補助金制度について

◇資源ごみ回収報奨金

地区子ども会で資源ごみを回収し、市が指定したごみ回収業者などに売却した団体に対して、報奨金を交付します。

◇生ごみ回収処理容器等購入補助金

一般家庭で利用される生ごみ処理機などを設置した世帯に対して交付します。

【生ごみ処理機補助金】

購入金額の1/2（限度額3万円）

【コンポスト補助金】

購入金額の1/2（限度額3千円）

◇ごみ集積所設置補助金

ごみ集積所を設置した行政区に対して交付します。6万円までは全額補助。ただし、6万円を超え12万円までは（設置経費16万円）×1/2+6万円（限度額9万円）が補助されます。

いずれの補助金も予算に限りがありますので、お早めに各総合支所市民福祉課窓口へ申し込みください。

【問い合わせ】

市民生活部環境課
☎ 0220 (58) 5553

空き地などの管理について

空き地は放置しておく「雑草の繁殖」や「害虫の発生」、「枯れ草などによる火災」を起こす恐れがあります。快適で住みよい環境を守るためにも、定期的に除草するなどして、環境衛生に努めるようご協力ください。

農業用水路への不法投棄が多発！

絶対に不法投棄はやめましょう。